

令和 6 年 11 月 30 日開催の企画研修 『成年後見×ACP ケアマネジャーとして知っておきたい
お金や身元保証の話』で行いましたW e b アンケートにてご質問をいただきましたので回答いた
します。

* 質問部分については一部抜粋して掲載しております。

Q1.

先生の身近な事例を用いての講義でよく理解できました。普通の婚姻関係でも死後の事務的な処
理は大変で、残された方ができない場合ケアマネジャーが助言したりしていることがよくありま
す。この事例では夫のほうに疎遠ではあるが兄妹がおられたようですが、相続放棄してくれるよ
うなこともあるのでしょうか。また ACP と同様に遺言（書）というものはあるのとないのでは違い
があるのでしょうか。

A1.（講師回答）

実際、相続放棄をしてくれることもあります。

ただ、今回のケースで兄妹が相続放棄をすると、誰も内縁の夫の財産を相続する者がいなくなり、
最終的には国に財産が帰属することになります。

※今回のケースは、内縁の夫の兄弟姉妹が相続人になるのですが、兄弟姉妹全員が相続放棄をす
ると、両親が既に他界しているので、相続権を持つ人がいなくなるからです。誰が相続権を持っ
か（＝相続の順位）を引き出しとして持っていていただくとよいと思います。

つまり、兄弟姉妹が相続放棄をしたとしても、結局のところ、内縁の夫の財産を内縁の妻が相続
できないという点に変わりはないのです。兄弟姉妹が相続放棄をしてくれたら、内縁の妻に財産
が渡るようにはならない、ということに注意が必要です。

もし、内縁の夫が内縁の妻に財産を渡したい場合は、遺言書が必須ということになります。

遺言書に内縁の妻に財産を残すと書いておけば、内縁の妻が財産を受け取れることになります。

遺言書があると、ないとでは大違いという結果になります。

最後に。

みなさんの案の中に、入籍するという案がありました。

入籍すれば配偶者として相続人になりますから、財産を受け取ることができるようになります。

Q2.

長岡京市の事業所ですが、こうした研修会や勉強会など長岡京市でも行って欲しいと感じました。居宅介護支援連絡会の委員を今年はしているので行政や地域包括支援センターを通じてになると思いますが、勉強会や研修会など開催していただくなどは可能なのか知りたいです。

A2. (講師回答)

勉強会や研修会のご希望には極力お応えするようにしています。

長岡京市も近くですので、是非お声がけください。

日程調整の必要はありますが、研修の講師料は主催者の規程に従っています。

オンラインでの打ち合わせ→研修当日、という流れになることが多いです。

リアル開催のときもあれば、オンライン開催のときもあります。

主催者の要望を取り入れながら準備しています。

Q3.

1. 認知症がある人の遺言や遺贈の有効性について知りたいです。法定後見がなされていないが中程度の認知症がある人あるいは被後見人の意思能力はどう評価されますか。

2. 本人情報シートはケアマネが作成すべきものですか。後見審判に参考となる重要な書類と思いますが、基本的にケアマネジメント業務外のことなので、その責務はどうなりますか。

A3. (講師回答)

1. 個別具体的な状況によって有効性の判断は変わってくると思います。ただ、法定後見がスタートしているケースでも、成年被後見人(=利用者さん本人)は一定の条件をクリアすれば、遺言書を残すことができると法律で定まっています。

※医師2人以上の立会いがあり、判断力が一定以上ある状態であるとき

つまり、認知症の診断があつたとしても、遺言を作成できる可能性があるということです。

認知症がある状態であっても、全てが無効になるということはないと言えます。

利用者さん本人の判断力がどの程度あるかということに尽きます。

裁判例では、長谷川式で15点程度が境目になっているようです。

ただ、相続のトラブルになることがあり得るので、公証役場で遺言を作成したり、医師の診断書を取りつけたりして有効性が担保できるように配慮する必要があると思います。

2. 私の場合は全てケアマネジャーさんに作成していただいています。

担当者や事業所の義務かというと、ケアマネジメントの契約条項にないかもしれません。

ですから、作成できないという対応も認められる可能性はあります。

ただ、ケアマネジメント業務に付随していて、関連している業務とされる可能性もあると思います。

本人情報シートに記載したことによってご本人や家族から何かしらの責任を追及される可能性を心配なさっておられると思いますが、後見人に関する判断の最終的な責任は裁判所(裁判官)にありますから、大きな心配をなさることはないと思います。

Q4.

後見人もついておらず、全く身寄りがない方が急に亡くなられた場合その後の手続きは誰がするのでしょうか。

A4.（講師回答）

墓地埋葬法という法律によって、埋火葬は、死亡地の市町村長が行わなければならないと決められています。自治体によって課の名称が異なりますが、自治体の担当部署が埋葬を行うことになります。また、その過程で、公的に調査して相続人を探し当て、それぞれに連絡していくことになります。その結果、相続人が死後の手続きを行うこともあれば、関わり合いを拒否することもあります。市営住宅であれば別ですが、民間の賃貸借契約のことや、家財道具の処分、電気ガス水道の契約、といったものは役所の管轄外になりますので、相続人が関わり合いを拒否した場合は、大家や事業者が泣き寝入りすることになることもあります。私は、これらの事態が望ましくないと考えていますので、ご本人と死後事務委任契約（亡くなった後の諸手続の依頼を受ける）を結んで、埋火葬や死後の手続きを行うケースがあります。

Q5.

法律に関することはやはり敷居が高く、内容も複雑ですが本日は大変わかりやすい説明ありがとうございました。判断能力の低下がある程度まで進んでしまうと記憶が保てず話が前に進まないということがありました。また身寄りのない方、親族と疎遠で連絡先も不明の方の場合も増えており、後見人がついてないことで施設入所も難しいこともあります。そういった方へのケアマネジャーとしてできるアプローチ等のアドバイスがいただけたら幸いです。

A5.（講師回答）

ケアマネジャーさんのご負担も大きくなっているのだろうと日々想像しています。

利用者さんの経済状況によるのですが、我々士業に相談してみないかと提案したり、身元保証会社のパンフレットを見てもらったり、少しずつ説明していくことが大事だと考えています。

あと、ケアマネジャーさんが重い話を全て背負ってしまわないようにしていただければと思います。

司法書士に限りませんが、早めに士業に相談いただき、利用者さんと面談する機会を作っていただければと思います。人と人の相性がありますので、私も失敗することがあります。別の人にしてくれと言われたこともあります。ただ、別の人にすれば話を聞いてくれたり、実際に制度を利用することになったりします。

つまり、複数の士業と関わっていれば可能性が高まるのではないかということです。

是非、普段から関わっていただければと思います。

Q6.

後見人が家族で高齢になり、役割が果たせていないとサービス事業所間では考えているが、本人／家族自身は自覚ない場合、後見人の交代は可能でしょうか。

A6.（講師回答）

本人／家族自身は自覚がないというのが難しい状況を生み出しますね。

一般的には後見人の交代事由になり得ると思います。

ただ、本人の生活に支障が出ていることが顕著であるとか、家族自身が自覚していて交代を願いつけるといったことがない限り、後見人は交代しないのが通常だと思います。

自治体の担当部署に相談できるかというところ・・・

難しい問題ですね。

ご家族の情報を把握しておられる場合は、若い世代（子や孫）に連絡が出来るといいかもしれません。

説得してもらう、あるいは、家庭裁判所に相談してもらう、というところにつながる可能性があるからです。

難しいですね。

Q7.

後見のお願いをするときに家が持ち家の方は司法書士さんでややこし家族の時は弁護士さんで、賃貸のお金少ない人は社会福祉士さんで合ってますか。

A7.（講師回答）

どの職業が選ばれるかは分かりません。裁判所が決定するからです。

ただ、それぞれの職業には得意分野というのがあります。

後見人の業務は、財産管理と身上保護に分けられます。身上保護は、医療介護の契約行為や諸手続のイメージです。財産管理の必要性が高いケースでは、弁護士や司法書士が選ばれる可能性が高く、身上保護の必要性が高いケースでは、社会福祉士が選ばれる可能性が高いのではないかと思います。

財産管理と身上保護の強弱を判断することになるかもしれません。

方向性の参考になれば幸いです。

Q8.

身寄りがなく、認知面で問題ない利用者への終身サポート事業が開始されそうですが、良い事業者の見分け方などご教授いただければ幸いです。

A8.（講師回答）

監督官庁がなく、資格制限ありません。どう見極めるのか本当に難しいと思います。手前味噌というわけではありませんが、土業が運営に関与していることは一つ参考になると考えています。違法行為を行った場合、国家資格を剥奪されることになるため、適切な事業運営を行っていく可能性が高いと判断できるからです。あとは、預り金を自社ではなく、信託銀行や信託会社に預けているとか、寄付や遺贈は受けつけていないといった要素も参考になるかもしれません。自治体によっては、事業者の認定を行う自治体も出てきましたので、今後そういった流れが強くなっていくかもしれません。

Q9.

認知症が少しずつ怪しくなってきたとしても、子供等色々サポートしてくれる人がいれば死後手続き等含めて成年後見人や補佐人、補助人等ついて貰わなくてもいけるものでしょうか。世の認知症の人やその家族は皆が成年後見人を付けてるわけでは無さそうです。

A9.（講師回答）

子供等の、いわゆる親族がいて、協力的であるのであれば、成年後見人、保佐人、補助人等はついてもらわなくても大丈夫だと思います。協力的な親族がいれば事実上問題はないのが今の日本です。逆に、協力的な親族がいなければ、途端に諸々の不具合が生じるのが今の日本ということだと思います。契約という仕組みで、家族の役割に近いものを生み出しているという現状かと思います。

Q10.

京都からの相談にも対応していただけるのでしょうか。

A10.（講師回答）

京都からの相談もお受けしています。もちろん、利用者さん本人のマイナスになってはいけませんので、相談をお受けして、地域の同業者にお繋ぎするというケースもあります。後見人に就任した場合、一定期間ごとに訪問することが通常ですので、地元の土業のほうに適していることが多くあると思います。ただ、ご相談はお受けしています。

Q 11.

銀行口座凍結の解消するには時間がかかるといった内容があったかと存じます。そこで下記の質問となります。

・死亡事由による、銀行口座の凍結を解除する方法があるのかをお伺いしたい。

どのような法律を根拠にだれがどのような手続きをすることで口座凍結の解除（一時的な解除？）ができるのか。

A 11.（講師回答）

利用者さんご本人が死亡した事実を金融機関が知った場合は、相続人の全員による手続きか、遺言書の内容に従った手続きによらないと銀行口座の凍結は解除できなくなるのが通常です。

このあたりは、民法という法律によって決まっています。

全て凍結してしまうと、葬儀費用が必要であるとか、医療介護機関への支払いが必要であるとか、亡くなった後の資金需要に対応することができません。そこで、こういったニーズに応えるために、一定額の払い戻しができるという規定が比較的最近設けられました。実態に合わせるための法律改正です。

土業につながっていただくとか、あらかじめ銀行に確認しておくといったことが有用だと思います。

Q 12.

成年後見制度のかなめの判断能力についての判断基準はあるのでしょうか。

A 12.（講師回答）

判断基準は医師の診断書の記載内容だと思います。

提出書類である医師の診断書に記載された長谷川式やMMSEの点数が判断材料になります。

もっとも、それらの検査をしなくても成年後見の申立ては可能です。

検査を実施していないという内容の診断書であっても申立ては可能です。

そういった場合に対応するためのバックアップの仕組みとして、鑑定というものがあり、裁判所の判断で利用者さんの判断能力を鑑定し、判断能力を調べています。

つまり、何かしらの医学的な判断を経て、裁判所が類型を決めていることになります。

Q 13.

今回の研修は司法書士の先生が懇意にされている地域のケアマネからの依頼で関わって貰えた良い事例と思います。実際、どの地域にも先生みたいな方がおられケアマネの支援をしてくださると地域包括支援センターとしては有り難いことですが、かなり稀なケースだと思います。依頼する側も支援してもらえるお金があることがわかっており、同意を得られそうな所しか相談に乗ってもらえないと思っています。せめて包括支援センターと提携期間として契約を結んでいれば依頼しやすいと思います。そのようになるのにはどうしたらよいのでしょうか。

先生でしたら、行政にどのように働きかけられますか。

A 13. (講師回答)

おっしゃる通りですね。資金力のあるところ、裁量権のあるところと契約していれば、利用者さんや現場のみなさんのハードルがぐんと下がると実感しています。

ただ、地域包括支援センターの業務が行政からの委託事業ですので、地域包括支援センターとの提携は難しいのが実情です。※運営母体の事業体との提携であれば可能性はあると思います。

私の場合は、提携契約を締結している民間の医療法人があります。あと、直近では、大阪国際がんセンターさんと相談業務に関する契約を締結しました。大阪府の機関ですので、公的な機関が一定程度の理解を示してくれたことになります。あくまでもトライアルですので、うまく行かない可能性もありますが、民間、公的機関問わず、最初の相談料を負担する事業者が出てきてくれると連携が一気に進むのになと思います。

引き続き情報交換、意見交換させてください。

Q 14.

市区町村の申し立ては時間がかかるとおっしゃっていましたが、31の市町村申し立てのハードルとは時間以外のこともあるのでしょうか。

A 14. (講師回答)

時間的、というところに含まれるかもしれませんが、私の経験では、市町村の担当者は前向きだけれども、上席や担当課が後ろ向きで前に進まないケースがあります。担当者が上席や担当課に諮っている時間が長くなって、申立てまで時間がかかるということです。自治体が主導する際に、関係事業者との打ち合わせ等の調整を行うことになるのが通常だと思うのですが、勤務時間や曜日の縛りなども多い印象があります。

直接的なお答えになっていないかもしれませんが、私の経験の範囲でのご回答になります。

Q 15.

身内の居ない一人暮らしの高齢者が増えつつあり、生活保護を受けている利用者も増え、入院時や施設入所時の身元保証人は、手術等の医療同意は、等行政の担当ケースワーカーかケアマネジャーなのか、役割分担ができていません。対策方法をご指導のほどよろしくお願いいたします。

A 15.（講師回答）

支援者に医療同意権はない、というところを全員で確認した上で、共に決定していく過程が必要だと思います。生活保護受給者の方の対応はケースワーカーさんが主導していただく必要があると思います。ただ、全てをケースワーカーさんに押しつけてはいけなくて、ケアマネジャーさんも役割を担う必要はあると思います。

今は、誰かに押しつけてそれで終わりという色合いが強いのではないかと感じていまして、持続的な役割分担ができていないなあと感じています。

多職種連携とは、役割の分担だと思いますので、今回のような研修会を通じて役割分担の意識や事例が積み重なっていけばいいなと思います。